

4月から国民年金が 変わります

今年の4月から国民年金の制度が変更されます。主なものは次のとおりです。

保険料の半額が免除 される制度ができます

所得が低く保険料を負担することが困難な方について、一定の基準のもとに保険料を全額免除する制度がありますが、**保険料の半額を免除する（残り半額は納付）制度**ができます。

第3号被保険者の 届出方法が変わります

第3号被保険者（会社員や公務員に扶養されている配偶者）の届出は、役場を通じて手続きしていますが、**配偶者の勤務する会社や共済組合を通じて手続きする方法**が変わります。



注意しましょう

平成14年4月から、役場内にある京葉銀行横芝支店派出所では、国民年金保険料の取扱いが出来なくなります。

（平成13年度分については、4月末まで取扱います）

あなたの国民年金

パート②



ねんきんななちゃん

保険料の納付先が 町から国に変わります

- 保険料の納付案内書が、社会保険庁から送られます。
- 全国の金融機関・郵便局・農協・漁協・国民年金基金（基金の加入者に限る）で納められるようになります。



口座振替を 利用している方へ

- 振り替え先が町から国に変わります。
- 振り替え先を変更する手続きは、国が行います。手続きの必要はありません。
- 2～3月に次のことを記載した通知書が送付されます。



- ①保険料の振替先が、国に変更されること
- ②国が口座振替を行う場合のみ
- ③口座振替の継続を希望しない場合は、申し出により口座振替を行わないこと

問合せ先 住民課国保年金係

☎(84)1211 内線1231